平成２６年（フ）第５２５１号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の323、事業所所在地兵庫県川西市大和西１丁目47―８
破産者　大阪のお好み焼まいどこと　田中　実
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２１号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目７番26―408号
破産者　元山渭済こと　姜　　渭済
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８号
三重県鈴鹿市野町中１丁目８番５号
破産者　角畑　昌代（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２４号
大阪府豊中市服部南町３丁目１番１号
破産者　増田　哲朗
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５号
大阪府豊中市服部南町３丁目１番１号、住民票上の住所大阪府豊中市夕日丘３丁目11番17―207号
破産者　増田　睦子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１号
大阪府大東市大字龍間1566番地
破産者　鴻原ひとみ
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番１―513号
破産者　福島　哲也
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６号
大阪府松原市高見の里１丁目７番８号、前住所大阪府松原市三宅中３丁目11番８号
破産者　金井　美夏（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県洲本市鮎屋697番地２
破産者　尾白　浩二
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県洲本市鮎屋697番地２
破産者　尾白　昭巳
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
兵庫県淡路市久留麻266番地　エテルノⅡ203号
破産者　門脇　耕介
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
北九州市小倉南区葛原５丁目２番15号　102
破産者　須田　建一
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４２号
北九州市若松区白山２丁目11番10―410号
破産者　北原　勇治
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１４号
茨城県猿島郡境町807番地１　渡辺貸家Ｅ―11
破産者　相良　仁美
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１９号
茨城県筑西市甲207番地　レジデンス下館303
破産者　齋藤　考司
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３３号
横浜市青葉区柿の木台32番地10　吉美ハイツ203号
破産者　菊池久美子
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５２号
神奈川県藤沢市善行団地２番12―105号
破産者　中村　　眞
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3258番地　レオパレス三浦海岸Ｂ102
破産者　山本　憲一
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４８号
新潟市西区坂井東３丁目23番７号　サンノーヴァ坂井東107、開始決定時の住所新潟市中央区学校町通２番町5247番地50　スタデュオ学校町201号
破産者　江川　　茜
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部